

トラック奈良

7

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和元年] **2019**

No.303



東大寺 二月堂



梵 鐘



第46回定時総会



第270回理事会	2
第46回定時総会	3
第57回陸災防通常総会	7
睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー	8
春の交通安全県民運動	
五 條 地 域	9
田 原 本 地 域	10
宇陀・吉野地域	11
橿 原 地 域	12
桜 井 地 域	13
特殊車両通行許可審査の要望書提出	14
公明党 山本かなえ参議院議員と面談	15
優秀運転者顕章候補者のご推薦	16
安全性優良事業所に対する国土交通省表彰	19
奈良働き方改革支援センター案内	20
トラックドライバー競技会出場選手募集	22



優良従業員表彰
運転者代表 井上哲英 氏



優良従業員表彰
一般従業員代表 磯田充太郎 氏

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2019年4月)	24
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	25
■ 陸災防から	労働災害を防ぐためには	26
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	28
■ 奈ト協から	7月・8月の行事(予定)表	29
	大和郡山市商工会優良従業員表彰受賞	29
	適正化事業・巡回指導報告書	30
	事業用自動車事故事例No.46	31
	KIT事業の案内	32
■ 奈良運輸支局から	奈良運輸支局からのお知らせ	33
	横断歩道は歩行者優先	34
	事業用貨物自動車の死亡事故件数	35
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	36
	横断歩行者保護宣言事業所	巻末

第270回 理事会

日時：令和元年5月27日(月) 午前11時30分～

場所：THE KASHIHARA (ザ 樫原) 2階 浄御原・明日香の間

理事総数 26名 出席 21名 欠席 5名

森本会長が退任

冒頭、森本万司会長は「総会の質問にはしっかりと答えていきたい。最後までよろしくお願いします。」とあいさつ。



議 事

審議事項は次の通りです

- (1) 会員の入会（案）について
⇒ 承認

新たに4社入会されました

- 株式会社 信和建商
葛城市忍海480番地1
サンメゾン忍海302号
- 株式会社 エースコーポレーション
大和郡山市馬司町39番1
- 株式会社 赤阪建設（赤阪光章）
磯城郡川西町大字結崎146番地の11
- 株式会社 リーブ
生駒市東葉畑2丁目974-3
サニーコート葉畑303号室

報告事項は次の通りです

- (1) 第46回定時総会の議事進行について
第46回定時総会のタイムスケジュール、来賓、会長表彰、議事等の次第について事務局から報告。
- (2) 2019年度役員選考委員会の報告について
去る4月25日の2019年度役員選考委員会で役員改選に伴う理事候補者を定時総会に推薦することを報告した。
- (3) 業務執行の状況報告について
定款第27条に基づき代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告した。
- (4) 奈良県トラック会館のエレベーター改修作業完了について報告した。
- (5) 会員の退会について
2社が退会
(有)隆津総業、布川運送(株)
(新入会と退会とで会員総数488社)
- (6) その他
①会費の滞納について報告
②5月1日の『奈良新聞』の新元号特集、荒井知事のインタビュー欄に大手の広告主2社と並んで広告掲載をしたことを報告。

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝森本 副会長＝清水・中・塚本 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村

専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・廣瀬・中西・辻本・鳥山・森本（禎）・山口・岡本・萩原・西川（直）・森本（好）・西川（武）・丸山・吉岡・川端

第46回定時総会 公益社団法人 奈良県トラック協会

日時：令和元年5月27日(月) 午後1時～

場所：THE KASHIHARA (ザ 橿原)

会員総数 484名 出席者 372名 (委任状 241名 議決権行使書 25名 含む)

(最終)



輸送の安全と会員目線での協会運営

森本会長は冒頭、「2018年度は事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業を大きな柱とし、奈良県、奈良県警察等の各行政機関のご指導を得ながら推進するこ

とができた。なかでも上牧町等の地域と連携した交通安全セミナーの際には、初めて一般市民の方々に大型トラックの運転席に乗る体験をしていただき、大きな反響を頂いた。2019年度も

輸送の安全を最優先課題として、景気変動に対しては、各種助成金事業を推進するとともに、常に会員目線にたった協会運営に努める所存」とあいさつ。



《参議院 堀井 巖 議員》

奈良県経済を支えるトラック事業者のみなさんが安心して働けるよう、国会に声を届けていきたい。安全運行を支えるためにも道路整備を進めていく必要がある。京奈和自動車道の工事が進んでいるが、全線開通することが大事。橿原の新堂ランプから土橋まで、通過交通と分ける必要がある。新堂から南、和

歌山に向けて暫定開通し、大変便利になったが、先日この道路を走っているときに前の方で事故があり、渋滞にまきこまれた。緊急車両が現場にたどりつくのも厳しい状態だった。暫定1車線ではなく、4車線にすることで、トラックによる輸送が安全にできる。こうした道路に関する要望を皆様方から聞いてお



り、これからもしっかりと受け止めて、やっていきたい。

《近畿運輸局 栗原 弥生 自動車交通部長》



トラック運送事業において労働力不足が深刻化している。既存ドライバーの定着、若年層や女性の新たな人材の確保を図るため、生産性の向上、働き方改革、特に長時間労働の是正など労働環境の改善が強く求められ

ている。一方で働き方改革を進めていくためには個々の事業者さんの努力だけでは解決できない。発着荷主のご理解とご協力が不可欠。国としてはこれまでの取り組みに加えて、昨年12月に有識者、荷主、物流事業者団体、労働組合や関係省庁で構成されるホワイト物流の推進会議を設置。荷主企業などに対して、働きやすい労働環境の実現を目指す、ホワイト物流推進運動の協力を呼びかけることにしている。また、昨年12月には議員立

法で貨物自動車運送事業法が改正された。今後、業界の皆様とも連携して、改正趣旨に沿って適切に運用を図り、働き方改革を進めていきたい。なお6月の28日、29日に大阪で開催されるG20サミットの前後2日間を合わせた4日間は、各国の要人や関係者3万人が大阪を訪れる予定。そのため高速道路や一般道で大規模かつ長時間の交通規制を予定している。交通総量の抑制へのご協力をあらためてお願いしたい。

《奈良県 中川 裕介 産業・雇用振興部長》

奈良県トラック協会の協力で、昨年度もラッピングトラック2台の新規作成、全部で18台が全国を走り奈良県のPRをしてきている。昨年度の奈良県立美術館号には今月初めの交通安全運動出発式でのセレモニーに出いただき、たくさんの人に見てもらってPR効果があった。トラック協会には日頃から交通安全、交通事故防止、環境

対策、また災害時の緊急物資輸送にご協力を頂いている。県の色々な取り組みについては、今年4月の知事選挙で荒井知事から、3期12年にやってきたことやこれからのことについて直接聞いていただいたと思うので、私の方からは割愛したいと思うが、知事のリーダーシップのもと産業雇用の分野について、私どもの所管でもある



働き方改革に取り組み、みなさんが益々繁栄されるよう、お力添えをさせていただければと考えている。

《奈良県警察本部 桑原 正樹 交通部長》



トラック協会の皆様には交通安全運動などで多大なるご理解とご協力を頂き、お礼を申し上げます。本県の今年に入ってから交通事故状況は、きのう現在15人の方が亡くなっている。昨年より3人増えている。人身

事故の件数は1,361件。負傷者数は1,683人で減少しているが、死亡者数が増えているので、県内の交通事故情勢は厳しい状況。全国で横断報道における悲惨な事故が続発している。県内でも横断歩道を通行中の歩行者が車にはねられ2人亡くなっている。県警ではすべての運転手に対して「横断歩道は歩行者優先」を呼びかけ、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるのに一時停止しないなど歩行者妨害違反の交通指導を強化してい

るところ。交通安全運動の出発式では森本会長に横断歩行者保護宣言をしてもらったが、皆様の事業所でもこれを実践してもらいたい。また副会長である(株)大紀の清水社長には、「横断歩道は歩行者優先」と書かれたステッカーを車両に貼り啓発して頂いている。なお、6月28日、29日はG20のサミットが大阪で開催されるので、大阪への車流入の抑制をお願いしたい。



▲来賓の方々

総会

(1)議長選出

定款第19条により、森本会長を議長に選出。

(2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることを報告。

(3)議事録署名人の選任

定款第24条により、森本議長、谷口理事（タニハナ物流株式会社）、中西理事（株式会社中西運送）を選任。

(4)議事

第1号議案

2018年度事業報告及び決算承認に関する件 監査報告。

第1号議案について事務局から報告が行われたあと、阪井監事から監査報告があり、第1号議案承認。

第2号議案

役員の選任に関する件
定款第25条による理事・監事を選任する規定を事務局

から説明。その後、吉村役員選考委員長が役員候補者名簿に基づき各候補者ごとに決議を行い、全候補者を役員として承認。

(5)報告

①2019年度事業計画及び収支予算に関する件
事務局より報告。

優良従業員表彰

運転者35名、一般従業員9名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者及び一般従業員の方々を(公社)奈良県トラック協会の会長名で表彰するものです。運転者部門

は35名、一般従業員部門は9名の方々が表彰されました。運転者部門を代表して株式会社愛和の井上哲英氏に、一般従業員部門を代表して株式会社ベストライの磯田充太郎氏にそれぞれ

森本会長より表彰状と記念品が授与されました。また永年勤続表彰(20年)を奈ト協 上村勇児 総務課長が受けました。

新会長に塚本哲夫氏を選任



▲塚本哲夫新会長(中央)と左から副会長の萩原良介氏、中秀夫氏、清水益成氏、森本禎男氏

2019年度 役員及び相談役

役職名	氏名	〃	森本 好美
会 長	塚本 哲夫	〃	西川 武志
副会長	清水 益成	〃	丸山 泰登美
〃	中 秀夫	〃	上田 信浩
〃	森本 禎男	〃	櫻本 貴大
〃	萩原 良介	〃	山口 秀人(新任)
理 事	谷口 美雄	〃	川端 章代
〃	高田 浩二	〃	柳澤 通 (新任)
〃	廣瀬 久雄	〃	山口 滋
〃	中西 啓二	専務理事	中林 利光
〃	巽 富美男(新任)	常務理事	松村久美子
〃	吉岡 正樹	監 事	阪井 紘行
〃	八木 保郎(新任)	〃	東口 哲夫
〃	中谷 真介(新任)	〃	壺井 和子
〃	辻本 健治(新任)	相談役	吉村 繁美
〃	西川 直利	〃	森本 万司
〃	竹長 至暁(新任)		

第57回通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部

日時：令和元年5月27日(月) 午後2時25分～

場所：THE KASHIHARA (ザ 橿原)

会員総数 480名 出席者 319名 (委任状 214名含む)

(最終)

みんなで築こうゼロ災職場

《奈良労働局 青木 利彦 労働基準部長》



奈良県の陸上貨物運送事業で平成30年の休業4日以上の方災150件中、2件が死亡災害。その前の年と比較すると21件増えている。今年に入ってから増加傾向が続いており、昨年の同時期より8件増えて47件となっ

ている。墜落・転落など従来型の災害が多く、基本的な安全対策を怠ったことによる事案も散見する。今年度は第13次 労働災害防止計画の2年目。死亡災害の撲滅を目指しているが、平成30年の労災は死亡者数、死傷者数とも増加している。荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部とも連携を図り、保護帽の着用など基本的な安全対策を徹底することとしている。この対策にご理解頂き、自主的な安全管理を推進し

て頂きたい。

また、奈良労働局では働き方改革の実現に向けて様々な施策に取り組んでいる。7月の「全国安全週間」では『新たな時代にPDCAみんなで築こうゼロ災職場』をスローガンとしている。労働災害防止のために労働者協力のもと、マネジメントシステムのPDCAサイクル、すなわち計画、実施、評価、改善という一連の過程を通して、安全な職場環境の形成につなげるようお願いしたい。

議事

1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることが報告されました。

2. 議事録署名人の選任

森本支部長が議長を務め、議事録署名人に東口監事を選任し、承認されました。

3. 議事

第1号議案

2018年度事業報告及び決算報告の件 監査報告

事務局から2018年度事業報告及び決算報告が行われたあと、東口監事より「事

業報告・収支決算書及び貸借対照表について諸帳簿並びに証拠書類と対照監査の結果、適法正確であることを認めます」と報告があり、承認されました。

第2号議案

2019年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

事務局より2019年度は死亡災害が増加しており、減少に向けて、本部・支部一体となって交通労働災害の防止、荷役災害の防止のため、セミナーの開催などを通して、取り組むことを確認し、2019年度事業計画

(案)及び収支予算(案)が承認されました。

主要対策の8項目は下記の通り。

- ①事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
- ②荷役運搬作業の安全の確保
- ③交通労働災害の防止
- ④健康確保対策の推進
- ⑤安全衛生教育の徹底
- ⑥安全衛生意識の高揚
- ⑦調査研究活動等の推進
- ⑧組織の充実強化等

2019年「運輸ヘルスケアナビシステム」を活用した定期健康診断のフォローアップ及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー ～健康起因事故防止を踏まえて～

日時：令和元年6月14日(金) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

主催：公益社団法人全日本トラック協会 参加者：18人

睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策へのサポート



▲(公社)全日本トラック協会の吉田将一氏

冒頭、(公社)全日本トラック協会の吉田将一 交通・環境部課長は「交通事故は減少して

いるが、健康起因事故は年々増加傾向にあり、トラック業界では過労死がワースト1位。定期健康診断をしっかりと実施し、フォローアップに活用することで、ドライバーの健康の向上につなげたい。またSAS対策の助成制度もあるので、セミナーの内容を事業所へ持ち帰り、過労死や健康起因の事故が一件でも減少するように、事故防止に取り組んでいただきたい。ドライ

バーに永く働いてもらうためにも大事なセミナー」とセミナーの意義を述べてあいさつ。



▲保健師の黒田悦子氏

第1部はNPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)保健師の黒田悦子氏が「定期健康診断のフォローアップ(運輸ヘルスケアナビシステム)」をテーマに同システムの必要性について、定期健康診断から読み解くドライバーの健康、システムの活用法と事例について紹介。定期健康診断の結果票を再構築し、健康リスクの高いドライバーを抽出することで、その後の措置が取りやすくなるので

利用いただきたい、と案内しました。

第2部は「トラック事業者におけるSAS対策のスタートから運用まで」をテーマにNPO法人ヘルスケアネットワーク副理事長の作本貞子氏が解説。睡眠時無呼吸症候群(SAS)、トラック事業者におけるSAS対策の必要性、SASスクリーニング検査から治療継続までなどについて具体例を交えて説明しました。システムについての相談や問い合わせはNPO法人ヘルスケアネットワーク 大阪オフィスへ、電話06-6965-3666。



▲副理事長の作本貞子氏



各地域における春の交通安全県民運動

五 條 地 域

日時：令和元年5月16日(木) 午前9時～
場所：五條市 本陣交差点付近



日ごろから
安全意識を高めよう



五條地域は丸山奏登美支部長他6人で、啓発活動をしました。同市自治連合会会長も兼ねる丸山支部長は冒頭「期間中だけでなく平素から交通違反をやめるよう心掛けていただきたい」とあいさつ。太田好紀五條市長は「交通安全週間で安全意識の気持ちを高めてもらいたい」と述べ、五條警察署の中久保寛幸署長は「交通事故防止はみなさんの協力なくしてできない、ご協

力をお願いしたい」と呼びかけました。

参加した各団体はそれぞれの受け持ち地区へ移動して啓発活動を実施。支部の会員は本陣交差点付近で、信号待ちする車や単車の運転手に「交通安全を心掛けて運転してください」と声をかけながら、タオルや反射板、ボールペンなどの啓発品を配布しました。



▲あいさつする丸山支部長（右は太田市長と中久保署長）





シートベルト 着用の徹底を



田原本地域では、シートベルト着用の徹底を目指した啓発活動を行いました。冒頭、萩原良介支部長が「事故が少しでも減るように、我々がしっかりと啓発していきましょう」と活動への決意を述べました。

その後の啓発活動では、「安全運転をお願いします」「後部座席のシートベルト着用も忘れずに」などと声を掛けながら、ドライバーに啓発品を手渡し

ました。ドライバーからは「気をつけて運転します」などの声が聞かれました。

活動終了後に、天理警察署田原本警察庁舎の雑喉浩久所長が「ドライバー一人ひとりの思いやりの心の醸成が事故防止につながります。啓発活動など、みなさんのご協力によって、1件でも事故を減らせるよう、今後ともよろしくお願いします」と締めくくりました。



▲あいさつをする萩原良介支部長



▲雑喉浩久所長も啓発活動に参加





スピードは控え 安全運転を



宇陀・吉野地域の裏大二氏ら会員は、宇陀市榛原の国道165号西峠交差点で啓発活動を行い、吉野などへ向かう行楽客らに安全運転を呼びかけました。

啓発活動には地元の警察署も協力しており、参集した支部の会員は、宇陀警察庁舎の杉田一真所長ら署員の誘導で停車した車に啓発品を配り、「スピードは控え安全運転を心がけてください」と声かけをしました。

杉田所長は活動を前に庁舎前で「地域の協力なしに事故は減らせません。安全運転の意識向上を呼びかけましょう」とあいさつ。信号待ちで停車したドライバーに「運転は慎重の上にも慎重に」と呼びかけていました。



▲あいさつをする裏大二氏



▲杉田所長も安全運転を呼びかけ



「横断歩行者保護宣言」と 飲酒運転撲滅をアピール



榎原地域は、松谷周一支部長ら会員は、榎原警察署前の交差点で啓発活動を実施しました。

冒頭に榎原警察署の木下禎晶署長が、「榎原署管内でも高齢の方が歩行中に巻き込まれる事故が起こっていますし、取り締まりを続けている飲酒運転は多発している状況です。皆様のご協力のもと啓発活動を通して、交通ルールを守ることの重要性を伝えたい」とあいさつ。続いて、松谷周一支部長は「我々ドライバーは、常に歩行者優先の運転をしなければなりません。

今一度その意識を徹底するために『横断歩行者保護宣言』を行い、輸送の安全と交通事故を無くす取り組みを行うこととした。

榎原警察署前の啓発活動では、日ごろから交通量が多く事故が発生しやすい場所ということもあり会員も、またドライバーの皆さんも真剣な表情で啓発活動を行った。安全な社会の実現に向け、継続した活動を行うことが重要だと実感する機会となりました。

「横断歩行者保護宣言」

横断歩行者保護宣言

県下では、横断歩行者が被害者となる痛ましい交通事故が後を絶たない状況です。

車両には、横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先の義務があります。

私たち「(公社)奈良県トラック協会榎原支部」では、輸送の安全と交通事故の絶無に向けて積極的に取り組み、次のことを宣言します。

- 一、横断歩道を横断しようとする歩行者がいるときは、必ず横断歩道手前で停止します。
- 一、夜間、先行・対向車がない時は、ライトを上向きにして歩行者などを早期に発見できるよう努めます。
- 一、横断歩道等を示すダイヤモンドの道路標示があるところでは、いつでも止まれるスピードまで減速して走ります。

ここに「横断歩行者の保護」を宣言します。

令和元年5月17日

(公社)奈良県トラック協会榎原支部
支部長 松谷 周一



▲信号待ち中のドライバーに丁寧に語り掛け



▲『横断歩行者保護宣言』を木下署長に手渡す松谷支部長



▲ドライバー一人ひとりに安全運転を訴える森本支部長

常日頃からの 交通安全意識付けで 交通死亡事故ゼロ実現へ



桜井地域の森本禎男支部長ら会員は、箸中南交差点付近で啓発活動をしました。桜井市の松井正剛市長や桜井警察署の中上公平署長も揃って参加。

松井市長は、「思いやりのある運転をすること、飲酒運転をしない・させないことを呼びかけましょう！」とあいさつ。それを受けて中上署長は、「交通安全運動期間の終了後も、事故ゼロを目指して、地域の皆さんのご支援・ご協力をいただけま

すようお願いします」と、常日頃からの交通安全への意識付けが必要であると述べました。

交通混雑する交差点付近。大型車、乗用車等、多様な通行者に「交通ルールを守り安全な社会に」と啓発品を手渡ししながら語りかけると、皆さん一様に真摯に耳を傾けてくれ、充実した活動となりました。



▲安全運転を呼びかける松井市長



▲「エイエイオー！」交通安全を願い皆で氣勢を上げました



▲のぼりを掲げて交通安全週間の啓発活動をアピール

特殊車両通行許可審査の迅速化に向け要望書提出

日：令和元年6月13日(木)

場所：奈良県 道路管理課

公益社団法人奈良県トラック協会 清水益成副会長が奈良県県土マネジメント部道路管理課へ、「特殊車両通行許可審査の迅速化に向けた要望書」を提出しました。



▲写真中央が六車道路管理課長、右が清水副会長

公明党 山本かなえ参議院議員と面談

日：令和元年6月14日(金)
場所：大和郡山市 城ホール

公益社団法人奈良県トラック協会の中秀夫副会長が、公明党山本かなえ参議院議員と面談し、貨物自動車運送事業法一部改正に伴う規則等の施行時期等について説明を受けました。中副会長からは、トラック業界の現状や景況感等について報告しました。



優秀運転者顕章候補者のご推薦について

優秀運転者顕章（金・銀十字章）に該当する表彰候補者のご推薦をお願い致します。顕章は（公社）全日本トラック協会長名で贈呈するもので下記の贈呈基準等で行います。

推薦書は「無事故・無違反証明書」の写しと共にFAXで、令和元年7月31日（水）までに奈ト協事務局宛（FAX番号 0743-23-1212）に送付して下さい。

記

1 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者。

（1）金十字章 満20年以上

（ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として15年以上とする）

（2）銀十字章 満10年以上

（ただし、そのうちトラック運送事業者の運転者として7年以上とする）

推薦書は別添様式を必ずご使用下さい。（不足の場合はコピーして下さい。）

*無事故・無違反期間については開始年月日から令和元年5月末日まで、何年とご記入下さい。

*無事故・無違反期間については、別添「早見表」（参考）をご覧下さい。

2 自動車安全運転センターが、令和元年5月末日以降に発行した「無事故無違反証明書」（写し）の添付をお願いします。

以上

（本件担当 山村）

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会
会 長 殿

住 所
事 業 所 名

印

優 秀 運 転 者 顕 章 候 補 者 推 薦 書

標記について下記の通り推薦いたします。

記

章 の 種 類	金・銀 十字章 (いずれかに○)
候 補 者 の 氏 名 生 年 月 日	ふりがな 昭和・平成 年 月 日生
無 事 故 無 違 反 期 間	自 年 月 日 至 令和 元年 5月 末日 年
過去の受章歴	有 無 (いずれかに○) 有の場合…平成 年 () 十字章

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和元年度）

無事故・無違反開始年月日					基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章
昭和	63年	6月2日	～	平成 元年	6月1日	30年	金十字章
平成	元年	6月2日	～	2年	6月1日	29年	
	2年	6月2日	～	3年	6月1日	28年	
	3年	6月2日	～	4年	6月1日	27年	
	4年	6月2日	～	5年	6月1日	26年	
	5年	6月2日	～	6年	6月1日	25年	
	6年	6月2日	～	7年	6月1日	24年	
	7年	6月2日	～	8年	6月1日	23年	
	8年	6月2日	～	9年	6月1日	22年	
	9年	6月2日	～	10年	6月1日	21年	
	10年	6月2日	～	11年	6月1日	20年	
	11年	6月2日	～	12年	6月1日	19年	銀十字章
	12年	6月2日	～	13年	6月1日	18年	
	13年	6月2日	～	14年	6月1日	17年	
	14年	6月2日	～	15年	6月1日	16年	
	15年	6月2日	～	16年	6月1日	15年	
	16年	6月2日	～	17年	6月1日	14年	
	17年	6月2日	～	18年	6月1日	13年	
	18年	6月2日	～	19年	6月1日	12年	
	19年	6月2日	～	20年	6月1日	11年	
	20年	6月2日	～	21年	6月1日	10年	

安全性優良事業所に対する国土交通省表彰

安全性優良事業所に対する国土交通省表彰について

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）として、10年以上継続して取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所に対して、国土交通省の表彰制度があります。

下記の表彰基準を満たされている事業所は、申請されますようご案内申し上げます。

申請様式は、奈良県トラック協会ホームページのお知らせ欄より、ダウンロード（Wordファイル）ができますのでご利用下さい。

安全性優良事業所表彰規程（概要）

基準日：平成31年4月1日

奈良運輸支局長表彰	近畿運輸局長表彰
(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。	(1) 10年以上連続してGマークの認定を受けていること。
(2) 表彰日の直前3年間に於いて、奈良運輸支局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(2) 直近のGマーク認定総合評価点数が90点以上又は、安全性に対する取組の積極性の評価点数が15点以上であること。
(3) 表彰日の直前1年間に於いて、奈良運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (奈良県内の他の事業所を含む)	(3) 表彰日の直前3年間に於いて、近畿運輸局管内で、事故報告規則第2条に規定する第1当事者又は第1当事者と推定される事故を惹起していないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(4) 運転者教育が定期的に実施されていること。 ・安全対策（交通事故防止）会議 ※交通事故防止の内容が含まれているものに限る。 ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等、輸送の安全確保に関する会議、活動など	(4) 表彰日の直前1年間に於いて、近畿運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと。 (近畿運輸局管内の他の事業所を含む)
(5) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の90%以上に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。	(5) 定期的な運転者教育の年間計画表やカリキュラムを作成し、2ヶ月に1回程度実施され、ISO9000シリーズ、39000シリーズ、運輸安全マネジメントの安全管理規程等による国の基準以上の運転者教育を実施していること。
(6) Gマーク認定後、荷主からの評価もしくは、安定的な経営を確保した事業所であること又は、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用していること。	(6) デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている全車両に装着され、その効果を運転者教育に反映させていること。
	(7) Gマーク認定後、輸送の安全について荷主から表彰や感謝状を受けたことがあるもしくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所又は、Gマーク事業活動を通じて交通事故防止に努めているもしくは、Gマーク事業活動を積極的に行っていることにより、行政、外部機関、トラック協会から輸送の安全に関する表彰を受けていること。
	(8) 奈良運輸支局長表彰を受けていること。

○申請期限：令和元年7月26日（金）迄

（お問い合わせ）

公益社団法人奈良県トラック協会
適正化事業部 森
TEL0743-23-1200

奈良働き方改革支援センター案内

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料**
のご案内です!

\ご存知ですか!/?/ 2019年より
順次、改正法が適用されます!

応援します!

改正法 2019春
スタート!

あなたの会社の 働き方改革!!

年次有給休暇
時季指定



毎年5日

確実に取得

●2019年4月1日より施行

時間外労働
上限規制



月45時間 年360時間

原則

●2019年4月1日より施行

※中小企業は2020年4月1日より施行

同一労働
同一賃金



正規と非正規
の不合理な 待遇差を禁止

●2020年4月1日より施行

※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用

「いつ、何をすればいいのだろう?」とお悩みの経営者のみなさま!
「お悩み」解決に向けて、いっしょに取り組みましょう!

中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。

詳しくはウラ面へ

社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家が対応します

奈良働き方改革推進支援センター

相談受付 2019.4/1(月) → 2020.3/31(火)

開設時間 平日 9:00~18:00(12/28~1/5を除く) 駐車場(会館西側に3台)

場 所 奈良市西木辻町343番地1(奈良県社会保険労務士会館2階)

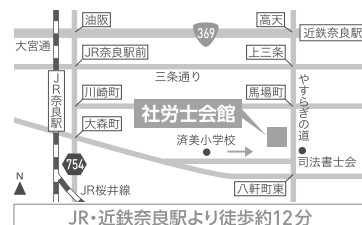
まずはフリーダイヤルへお電話を

☎ 0120-414-811

✉ hatarakikata@nara-sr.com

〈来所・メールによるご相談もどうぞ〉

FAX.0742-23-6071



JR・近鉄奈良駅より徒歩約12分



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成31年度 中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業
(受託:奈良県社会保険労務士会)

詳しくは、「働き方改革」センター特設サイトへ <https://www.nara-sr.com>

奈良県社会保険労務士会 検索



該当する☑がひとつでもあれば、 すぐにご相談ください!

年次有給休暇

- ☐ 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取得出来ていないかもしれない…。

労働時間の管理

- ☐ 管理職も含め、一部の従業員の労働時間が、タイムカードなどで管理されていない…。

36協定

- ☐ 残業が発生するとき、36(サブロク)協定を締結して届出を行わなければならないと聞いたが、どうすればいいか、わからない…。

長時間労働

- ☐ 一部の従業員の時間外労働は、月に45時間、年間360時間以内に収まっていないかもしれない…。

法改正への対応

- ☐ 法改正にどう対応したらいいかわからない…。

就業規則

- ☐ どのように就業規則の見直しをしたらいいかわからない…。

不合理な待遇の格差

- ☐ パートタイマーや契約社員の待遇には正社員との間に格差があるが、その格差は、仕事の内容や働き方などの違いによっても、うまく説明ができない…。

待遇格差の説明

- ☐ パートタイマーや契約社員から、待遇の格差の内容や理由につき説明を求められた場合には、その違いを説明することができない…。

生産性向上への取組み

- ☐ 生産性向上というけど、具体的に何をしたらいいか、わからない…。

人手不足への対応

- ☐ 人手不足をどうやって解消したらいいか、わからない…。

助成金活用

- ☐ 助成金の活用の仕方がよくわからない…。

問題解決のためのメニュー

相談受付



セミナー・相談会



専門家訪問



関係機関との連携

ご相談内容に応じ、「県内地方公共団体」「奈良県よろず支援拠点」「ポリテクセンター奈良」などと連携を図ります。

〈個人情報の取り扱い〉 厚生労働省の委託を受けて行っていますので、相談内容、企業・個人情報などは厳守いたします。安心してご相談ください。

トラックドライバー競技会出場選手募集について

トラックドライバー競技会出場選手を下記の通り、募集いたします。

出場を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、協会へお申し込みください。

各部門の申込者が複数の場合は、下記の通り、学科試験による選考を行います。

記

1. 日 時

令和元年8月6日(火) 13時30分～ (学科試験)

15時00分～ (全国大会出場選手説明会)

※学科試験は各部門の申込者が複数の場合、開催しますので、担当者にはこちらから連絡いたします。

2. 場 所

奈良県トラック会館 2階
(大和郡山市額田部北町981-6)

3. 部 門

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門

4. 応募資格

- (1) 当協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、参加申込日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、無違反であること。
- (2) 過去に全国トラックドライバー競技会の各部門で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は出場することができない。
- (3) 重複して他部門に出場することはできない。
- (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名とする。
- (5) 無資格者並びに当協会へ参加申込を行った日から全国大会の競技当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の参加は取り消すものとする。

5. 参加申込書郵送先

〒639-1037

大和郡山市額田部北町981-6

公益社団法人奈良県トラック協会

担当:岸本

※申込締切は、7月31日(水)必着とさせていただきます。

全国大会実施要綱については、協会HP(<http://narata.or.jp/>)をご覧ください。

トラックドライバー競技会 参加申込書

申込年月日 年 月 日

(公社)奈良県トラック協会 会長 殿

所在地
事業者名
代表者名

印

担当者名
電話番号 ()

標記競技会の参加を希望します。(注1)

出場部門 (注2)	4 トン部門	11 トン部門
	トレーラ部門	女性部門 ()
氏 名	(ふりがな) -----	
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日生 歳	男・女
運転歴	営業用トラック運転歴(通算)	年
【 運 転 免 許 証 貼 付 欄 】 運転免許証の写しを貼り付けてください。 ※カラー、白黒のいずれでも可。		

(注1) 各部門の申込者が複数の場合、学科試験による選考を行います。

(注2) 出場部門を○で選択してください。

女性部門は () 内に車両クラス(最大積載量2トン車(ロングボディ)、最大積載量4トン車、最大積載量11トン車、トラクタ・トレーラ)を記入して下さい。

軽油価格調査集計表(2019年4月)

令和元年5月24日現在
(公社)全日本トラック協会

2019年4月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	106.81	99.63	106.88

2019年4月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	105.52	99.58	107.61
出光	109.63	100.23	104.45
昭和シェル	125.00	99.72	105.00
エクソンモービル			
キグナス		98.25	
コスモ	103.90	98.19	110.73
その他	100.28	100.14	106.07

2019年4月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	106.09	99.55	107.56
30～50キロリットル未満	119.00	99.60	101.60
50～100キロリットル未満	105.75	102.00	102.50
100キロリットル以上		99.28	

2019年4月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	112.95	99.85	106.70
30～60日未満	104.92	98.86	106.60
60日以上		103.74	113.00

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2018年12月	103.70	94.50	103.49
2019年1月	104.68	92.25	99.55
2019年2月	103.30	94.27	101.38
2019年3月	104.20	96.66	104.12
2019年4月	106.81	99.63	106.88

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からのお知らせ

近畿共済だより

車両共済契約のおすすめ

例年、6月中旬から10月上旬にかけての時期は集中豪雨や台風が来襲する時期にあたります。昨年の9月4日、非常に強い勢力のまま上陸した台風21号は、近畿地方に甚大な被害をもたらしました。当組合では昭和45年に創立以来、自然災害による損害としては最多の被害報告を受け付けました。この台風による車両共済の受付件数は256件、車両共済掛金の約20%に相当する3億4千万円余を共済金としてお支払しました。(令和元年6月15日現在)

ここ数年、数十年に一度といわれるような集中豪雨が全国で頻発していますが、今後、強い勢力のまま接近する台風が増加する傾向にあると言われています。

車両共済は、地震や津波などの一部免責事故を除き、交通事故だけでなく台風、洪水、高潮による浸水、転覆、飛来物による損害についても共済金を支払います。

－台風21号による車両被害の状況について－

今回の台風21号による被害の形態は次の3パターンに分けることができます。

① 高潮による水没

河川の氾濫などによる真水浸水の場合は、早期に修復対応を行えば、かなりの確率で修理することができますが、塩水の場合は、早期に汚染洗浄を行った場合でも表面的な洗浄に止まり、装置・機能部品等の内部被害の洗浄が十分でなかったがために故障が続発し、結果的に廃車に追い込まれる車両が多くみられました。

車両が水没した場合には、先ず時間を置かず車体や機能部品の洗浄に努めることに尽きると思われます。時間との戦いが車両の「生死」に大きく関わることになります。

② 強風による横転

橋上走行中の横転や10トンクラス車に比べ4トンクラス車の横転事故が目立ちました。

修理については、エンジンへの影響を危惧する必要があるものの分損として修復可能なケースが多くみられました。修理費としては1000万円を超えるケースがありましたが、300万円から400万円程度の事案が多くみられました。

③ 強風による飛来物被害

建物からの落下物(瓦や看板など)、樹木、小石混じりの砂などによりガラスの破損から場合によっては車体全域に渡り損害が発生するという特徴があります。この場合、飛来物被害によるものか否かの判断など損傷箇所の特定が難しく損害確定には困難を極めました。

修理費の最高額は約550万円、平均額は80万円～90万円程度でした。

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です
お問い合わせ・連絡先 奈良事務所 (0743-59-1701) まで

1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例
1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例
2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策 作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



(着用時
5つのポイント)

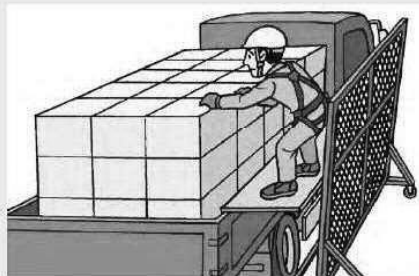
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

ひとこと
アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業者が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ たいかつせい耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



奈良労働局からのお知らせ

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高年齢者で多く発生！

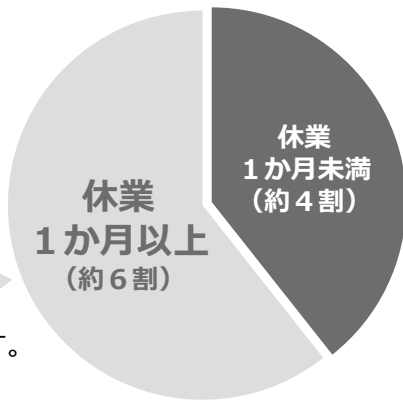
高年齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

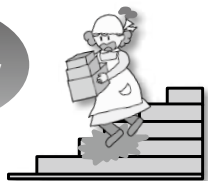
降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り  <主な原因> ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 ・路面等が凍結している。	つまずき  <主な原因> ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し  <主な原因> ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
---	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く ・床面の凹凸、段差などの解消	・時間に余裕を持って行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 ・足元が見えにくい状態で作業しない	・移動や作業に適した靴の着用 ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有 ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
6	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会（学科）	奈良県トラック会館
10	水	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県立図書情報館
13	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会（実技2日間）	奈良県トラック会館
14	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会（実技4日間）	奈良県トラック会館
20	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会（実技4日間）	奈良県トラック会館
21	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会（実技4日間）	奈良県トラック会館
25	木	12:00～	第272回理事会	奈良県トラック会館
28	日	9:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
29	月	13:30～	労務管理セミナー	奈良県トラック会館

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
3	土	10:00～	奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館
6	火	13:30～	トラックドライバー競技会 選考会・説明会	奈良県トラック会館
7	水	13:30～	法令遵守セミナー	奈良県トラック会館
19	月	13:30～	TV会議システムを利用した「特殊車両通行許可制度講習会」オンライン申請（初・中級者向け）	奈良県トラック会館
23	金	9:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
25	日	13:00～	令和元年度第1回運行管理者試験	奈良春日野国際フォーラム ～I・RA・KA～
31	土	9:00～	奈良県防災総合訓練	桜井市芝運動公園

大和郡山市商工会優良従業員表彰受賞

多年にわたりトラック運送事業の業務に精励
したことによる

（市長賞）

公益社団法人奈良県トラック協会
総務課長 上村勇児（左側）

（会長賞・銀賞）

同
業務課主任 棚上太郎（右側）



適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2019年度実施状況				
実施目標件数	実施件数	実施率		
220件	48件	21.8%		

2019年5月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
30件	25件	83.3%	15台

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	24	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	24	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	24	1	4.2%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	24	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	24	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	15	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	24	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	24	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	10	1	10.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	25	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	24	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	15	7	46.7%③
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	24	2	8.3%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	24	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	23	5	21.7%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	24	1	4.2%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	25	11	44.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆	24	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	25	3	12.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	25	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆	21	2	9.5%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	4	3	75.0%①
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	24	10	41.7%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	13	6	46.2%④
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	14	5	35.7%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	24	1	4.2%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	24	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	24	3	12.5%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	24	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	24	6	25.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	12	0	0.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	25	3	12.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	24	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	24	11	45.8%⑤
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	24	3	12.5%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	24	3	12.5%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	24	12	50.0%②
指導件数合計		805	99	12.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7件	3件	9(1)件	3(1)件	件	件	22(2)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	1件	1(1)件	件	件	2(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	1件	1件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	7件	3件	10(1)件	4(2)件	件	1件	25(3)件

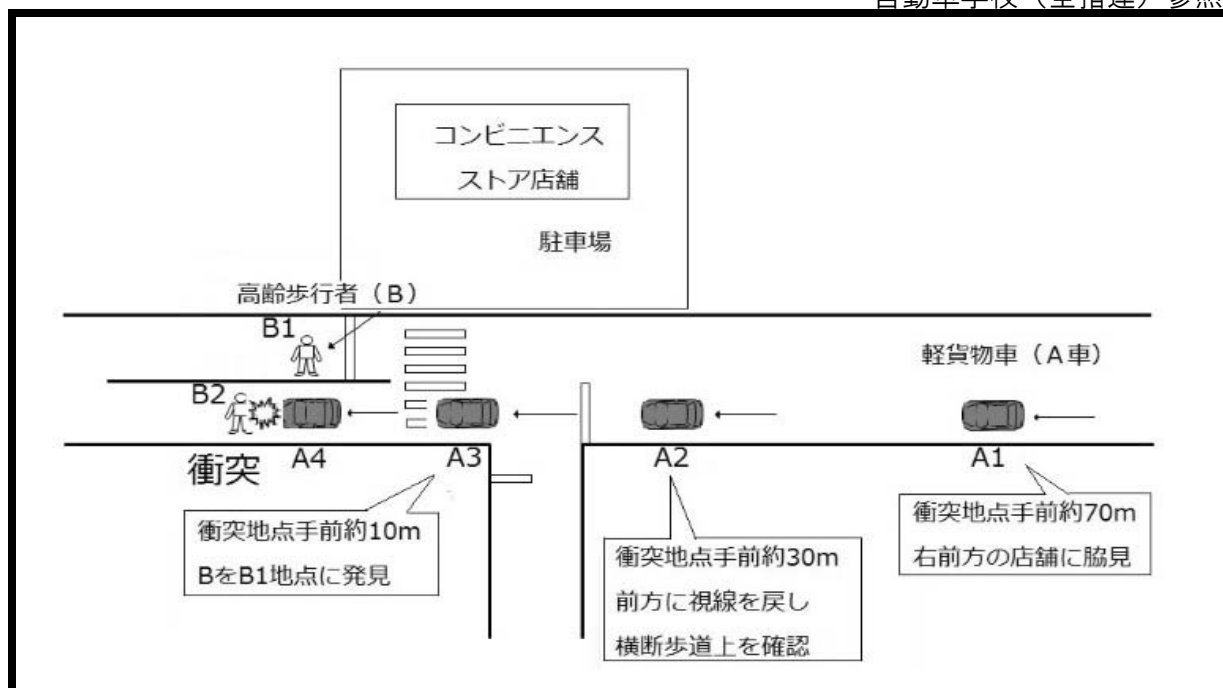
※ () は会員外の件数です

事業用自動車事事故事例 No.46

横断歩道付近での直進軽貨物車と高齢歩行者の事故

■事故の概況

自動車学校（全指連）参照



事故類型：横断歩道付近横断中

発生日時：午後7時30分頃

当事者A：軽貨物車

当事者B：高齢歩行者

■ 事故の概要

Aは日没後、直線道路を時速約40kmで走行中、右前方のコンビニエンスストアの照明が気になり、視線を移して何気なくそちらを見ていました。前方に視線を戻した時、信号機のない横断歩道にさしかかりましたが、誰もいなかったので減速することなくぼんやりと前方を見ながら走行していたところ、横断歩道前方の暗がりからBが横断してくるのを発見し、慌てて急ブレーキをかけたのですが、間に合わず衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

この事故はAの脇見と漫然運転が一番の原因ですが、Bが横断歩道外で走行車両の直前を横断したことも大きな原因の一つです。

現場は住宅街で街路灯も少なく交通閑散な場所ですが、右側にコンビニエンスストア、左側に住宅が建ち並んでいることから、付近の居住者が買い物のために道路を横断することが予測出来る場所です。横断歩道上に人がいなくても安全だと予断することなく周囲に注意を払う必要があります。。

特に、夜間は明るい場所と暗い場所が混在し、暗い場所はさらに見えにくくなります。そのような特性を認識し、暗い場所から出てくる歩行者等がいらないか細心の注意を払って運転することが大切です。

K I T 事業の案内

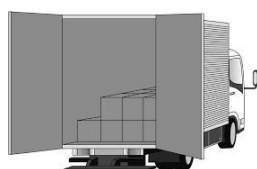
Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。

〇〇キット組合
会員A社全国WebKIT加入協同組合・組合員の
間で荷物・車両の手配が出来ます。△△キット組合
会員B社荷物が無いなあ〜…。
車両が空いてる…。車両が足りない！！
誰か運んでくれないかなあ？

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

☆輸送

運賃＜実例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリースト 軽油価格

平成31年・令和元年	4月	5月
軽油	106円	107円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2019年1月現在)

* 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

奈良運輸支局からのお知らせ

お 知 ら せ

敷 地 内 全 面 禁 煙 に つ い て

改正健康増進法の施行により、令和元年7月1日から、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の敷地内等は禁煙となります。

当奈良運輸支局におきましても、法改正の趣旨である「望まない受動喫煙の防止を図る」に基づき、敷地内から受動喫煙を防止する措置（喫煙場所の撤去）を行います。

来局される皆様のご理解とご協力をお願いします。

近畿運輸局奈良運輸支局

横断歩道は歩行者優先 ～奈良県トラック協会ダンプ部会～

日：令和元年6月6日(木)

場所：奈良県トラック会館

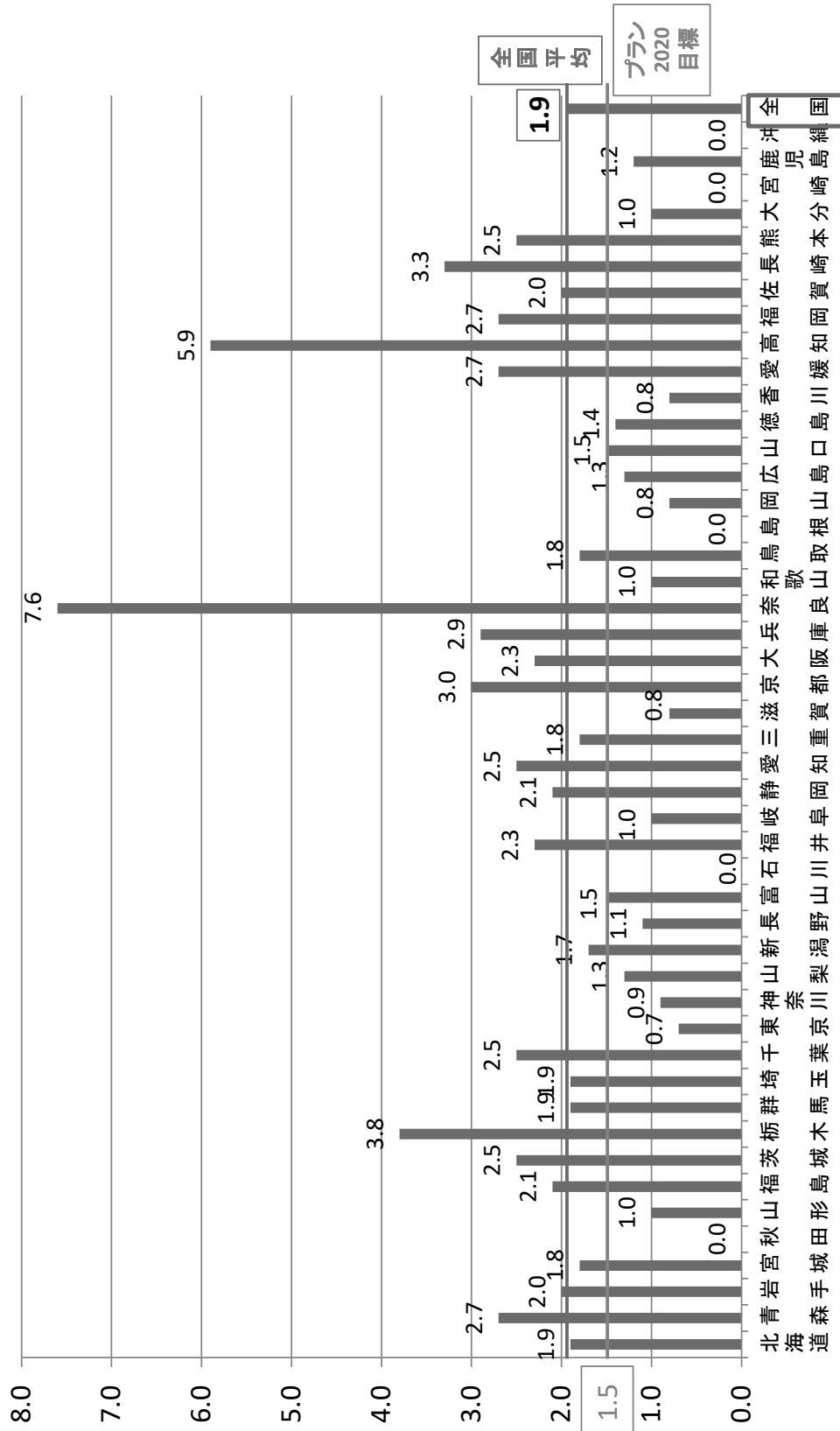
奈良県トラック協会ダンプ部会（部会長 山口 滋）は、交通事故の発生状況について意見を交換しました。協会が横断歩行者保護宣言を行っていることから、交差点に進入する前に安全確認する、特に左折時は、左方・左後方からの自転車、右折時は、進行先の右方からの歩行者等の動向について安全確認し、交差点内（特に横断歩道手前）でも安全確認すること等、具体的な取り組みについて話し合いました。



▲中央が山口部会長、左側は清水相談役

事業用貨物自動車の死亡事故件数

事業用貨物自動車の車籍別 車両1万台あたりの死亡事故件数（平成30年）



※死亡事故件数は事業用貨物自動車（第一当事者となるものであり、軽自動車によるものを除く）
 ※車両台数はトレーラ及び軽自動車を除く営業用貨物自動車の保有台数（H30.12末現在）

奈良県警察本部からのお知らせ

1 令和元年の県内交通事故発生状況

5月15日現在

区 分	令和元年	平成30年	増減数	備 考
総件数	14,848 件	15,785 件	-937 件	1日に約 110 件
人身事故件数	1,276 件	1,522 件	-246 件	1日に約 9 件
死者数	15 人	11 人	4 人	約 9日に 1人
負傷者数	1,573 人	1,899 人	-326 人	1日に約 12 件
物損事故件数	13,572 件	14,263 件	-691 件	1日に約 101件

(データは概数)

2 交通死亡事故の特徴

5月15日現在、県内の交通事故死者数は、**15人**です。

交通事故類型では、
人対車両 3件
車両相互 6件
車両単独 6件

年齢層別では、
高齢者 8人
壮年 7人
青年 0人
少年 0人
子供 0人



高齢者が亡くなられる事故が多い傾向となっています。

状態別では、
歩行者 3人
自転車 2人
四輪車 4人
二輪車 3人
原付車 3人

※ 子供＝15歳以下・少年＝16～19歳・青年＝20～24歳・壮年＝25～64歳・高齢＝65歳以上

3 交通事故ご遺族からのメッセージ ～東京都東池袋における交通事故～

最愛の妻と娘を同時に失ってから今日まで、なぜこのようなことになってしまったのか訳が分からず、いまだ妻と娘の死と向き合うことが出来ません。当たり前のように一緒に生きていけると思っていた大切な2人を失い、失意の底にいます。
必死に生きていた若い女性と、たった3年しか生きられなかった命があったんだということを現実的に感じてほしいです。
現実的に感じていただければ、運転に不安があることを自覚した上での運転や飲酒運転、あおり運転、運転中の携帯電話の使用などの危険運転をしそうになったときに、亡くなった2人を思い出し、思いとどまってくれるかもしれない。そうすれば、亡くならなくていい人が亡くならずすむかもしれないと思ったのです。
それぞれのご家庭で事情があることは重々承知しておりますが、少しでも運転に不安がある人は車を運転しないという選択肢を考えてほしい。また、周囲の方々も本人に働きかけてほしい。家族の中に運転に不安がある方がいるならば、今一度家族内で考えてほしい。それが世の中に広がれば、交通事故による犠牲者を減らせるかもしれない。そうすれば、妻と娘も少しは浮かばれるのではないかと思います。

4 G20大阪サミットに御協力下さい

開催日：2019年6月28日(金)・29日(土)

期間中は大阪市内や阪神高速道路等において大規模な交通規制が実施されます。

サミット開催日及び日の前後は、交通規制の影響を受けることとなりますので、マイカー利用の自粛や、事業用車両は運行日程の調整をお願いします。

横断歩行者保護宣言事業所

～参加事業所募集中～

【問い合わせ先】

- 警察本部交通部交通企画課 0742-23-0110（内線5053番）
- 事業所(本拠となる所在地)を管轄する警察署交通課企画規制(企画)係

奈良警察署	0742-20-0110	奈良西警察署	0742-49-0110
生駒警察署	07437-4-0110	郡山警察署	0743-56-0110
西和警察署	0745-72-0110	天理警察署	0743-62-0110
桜井警察署	0744-46-0110	橿原警察署	0744-23-0110
高田警察署	0745-22-0110	香芝警察署	0745-71-0110
五條警察署	07472-3-0110	吉野警察署	0747-53-0110

横断歩行者保護宣言

私たち「奈良県トラック協会」は、全加盟事業所をあげて春の交通安全県民運動の先頭に立って、交通事故防止に努めます。

特に

横断歩道は歩行者優先
を实践し、やすらぎの大和路づくりに寄与
することを誓います。

公益社団法人 奈良県トラック協会

トラック奈良 2019 年 7 月 第 303 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212

**荷役5大災害の防止対策
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時